平成２２年（フ）第９８号
愛媛県新居浜市平形町８番１号
債務者　小野マサ子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９９号
愛媛県四国中央市上分町1218番地の１
債務者　梶原　純夫
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１００号
愛媛県新居浜市中村２丁目６番27号
債務者　岩崎　久勝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０１号
愛媛県西条市神拝甲616番地
債務者　佐藤　**敬**三
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０２号
愛媛県西条市神拝甲616番地
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１９号
愛媛県西条市飯岡2710番地６
債務者　曽我　友一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第３６６号
高知県香美市土佐山田町神母ノ木486番地１
債務者　山崎貴美子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２４号
高知県高岡郡日高村本郷594番地
債務者　田村　禎子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３０号
高知市朝倉丁483番地２
債務者　田中　　泉
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３５号
高知市曙町１丁目21番12号　曙町市営住宅56号
債務者　川田　美保
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３９号
高知県土佐郡土佐町土居250番地
債務者　竹島　龍也
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４１号
高知県土佐市宇佐町宇佐2457番地の６
債務者　上田　和正
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５１号
高知市新本町２丁目17番３号　沢田コーポ301号室
債務者　安藤　典子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５８号
高知市東秦泉寺298番地６
債務者　小笠原正和
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６０号
高知県南国市大埇甲338番地５　高木アパート
債務者　前田　和雄
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６３号
高知市三園町237番地
債務者　西山　正一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８号
福岡県田川市西本町３番61号　コーポにしひろ206号
債務者　兼藤　文香（旧姓髙熊）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１１６号
宮崎県北諸県郡三股町五本松４番地６
債務者　頴川　**徳**安
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部